

三老デイサービスセンター八幡のゆ 運営規定

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの事業（以下、当該事業とする）は、高齢者が要介護状態となった場合において、その者が必要な日常生活上の世話及び機能回復訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並び、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 当該事業のサービス提供にあたっては、指定通所介護計画及び指定介護予防通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (2) 当該事業従事者は、サービス提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 当該事業のサービス提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 当該事業は常に利用者心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 三老デイサービスセンター八幡のゆ
- (2) 所在地 青森県三戸郡南部町大字小向字八幡19番地1

(指定通所介護の利用定員)

第4条 この事業所の利用定員は、45名とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（生活相談員・介護職員と兼務）
管理者は、この事業所の管理及び管理を行う
- (2) 生活相談員 1名以上
この事業所の生活相談業務を行う
- (3) 看護職員 1名以上（機能訓練指導員と兼務）
利用者の患部処置を行う
- (4) 介護職員 10名以上
利用者介助を行う
- (5) 機能訓練指導員 1名（看護職員と兼務）
身体機能の減退を防止するための訓練を行う

(営業日及び営業時間)

第6条 この事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、12月31日から1月3日まで・8月15日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時45分から午後3時50分までとする。
延長サービス時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。

(当該事業の内容及び利用料のその他の費用の額)

第7条 1 当該事業のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定受領サービスである時は、その1割または2割または3割の額とする。

- (1) 入浴、食事、養護、生活相談その他必要な日常生活上の介護
- (2) 機能訓練
- (3) 送迎
- (4) 健康状態の確認

2 当該事業者は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- (1) 食費 1日 580円
- (2) 当該事業のサービス提供において提供される便宜のうち、日常生活において、通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが、適当と認められる費用。
- (3) 当該事業者は前項の費用の額に係るサービスの提供にあたって、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、南部町、三戸町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は次の利用上のルールを留意するものとする。

- (1) 利用者は管理者、生活相談員、看護職員、介護職員の指導による日課を励行し共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない。
- (2) 利用者が外出しようとした時は、その都度外出先、要件、時間等を管理者に届けて、その承認を得なければならない。
- (3) 利用者は努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康確認は特定の理由がない限りこれを拒否してはならない。
- (4) 利用者の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため努力しなければならない。
- (5) 利用者は、身の上に関する重要な事項に変更が生じた時は、すみやかに管理者に届け出なければならない。
- (6) 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。
 1. 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
 2. 指定した場所以外で喫煙を行うこと。
 3. 施設の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること。
- (7) 利用者は、故意又は過失によって施設(設備及び備品)に損害を与え、又は無断で備品の形状を変形した時には、その損害を弁償し、又は現状に回復する責任を負わなければならない。
- (8) その他、管理者の定めるところによるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 当該事業従業者は、現にサービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第11条 当該事業所は、非常災害に関する具体的計画をたてておくと共に、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- (1) 防災責任者を管理者とする。
- (2) 防災管理者は、防災対策マニュアルを活用し、従業者、利用者への避難訓練、救出、その他訓練の指導を行う。
- (3) 防災訓練は年1回以上実施するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 当該事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 当該事業者は、介護員等の質的向上の為に、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- ・採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ・継続研修
- ・従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を他に漏らしてはならない。このことは従業者でなくなった後においても遵守するものとする。
- ・この規定に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人恵生会と管理者との協議に基づいて定めたものとする。

附則 この規定は、平成24年10月1日施行する。

平成27年11月10日 一部改正
平成28年4月1日 一部改正
平成28年12月1日 一部改正
平成30年2月1日 一部改正
平成30年10月1日 一部改正
令和6年4月1日 一部改正
令和7年5月1日 一部改正